

ダイジェスト版

いいやま 男女共同参画プラン21

第4次飯山市男女共同参画計画

男女が、様々な場面で互いに尊重し、
のびやかに暮らせる飯山市をめざして

第4次男女共同参画計画策定にあたって



近年、我が国においては、急速な少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展、経済情勢など大きく変化する中、働き方や家事、育児、家族の介護の問題など、様々な課題が顕在化しており、男女を問わず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、将来に希望の持てる社会を構築していくことが重要となっています。

当市では、平成 17 年に「第 1 次男女共同参画計画」を策定して以降、平成 27 年には「第 3 次男女共同参画計画」、また平成 20 年には「飯山市男女共同参画社会づくり条例」を施行し、市民一人ひとりが性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指してきました。

今回、策定いたしました第 4 次男女共同参画計画は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年の計画であり、前計画の成果を踏まえつつ、目標値について見直しを行うとともに、本計画の一部を「配偶者暴力防止法」及び「女性活躍推進法」に基づく市の基本計画として位置づけました。

職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画が正しい共通理解の下、積極的な取組が図られますよう一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

飯山市長 足立 正 則

計画策定の趣旨

飯山市においてはこれまで、女性の地位と福祉の向上をはじめ、あらゆる分野で、男女が共同でまちづくりをすすめる男女共同参画社会の形成に取り組んできましたが、まだ十分な結果ではないことに変わりありません。

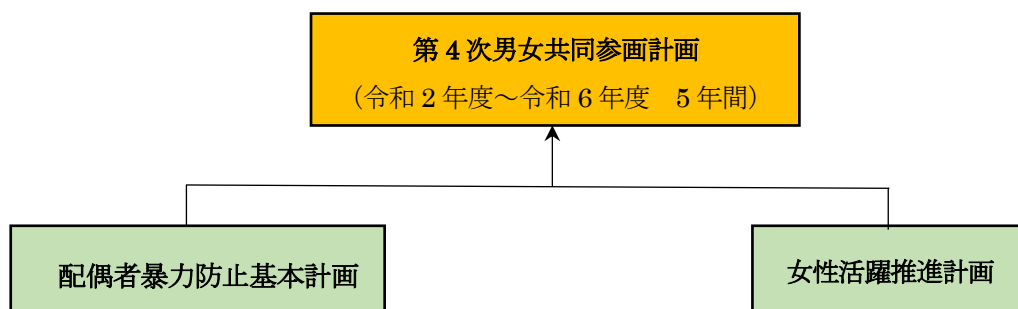
社会形成に重要な男女平等の原点に立って、男女が互いに尊重し合い、意識づくり・環境づくり・生活づくりに努め、住み続けたい飯山市をめざし、本計画に沿って取組むものです。

計画の性格と計画の期間

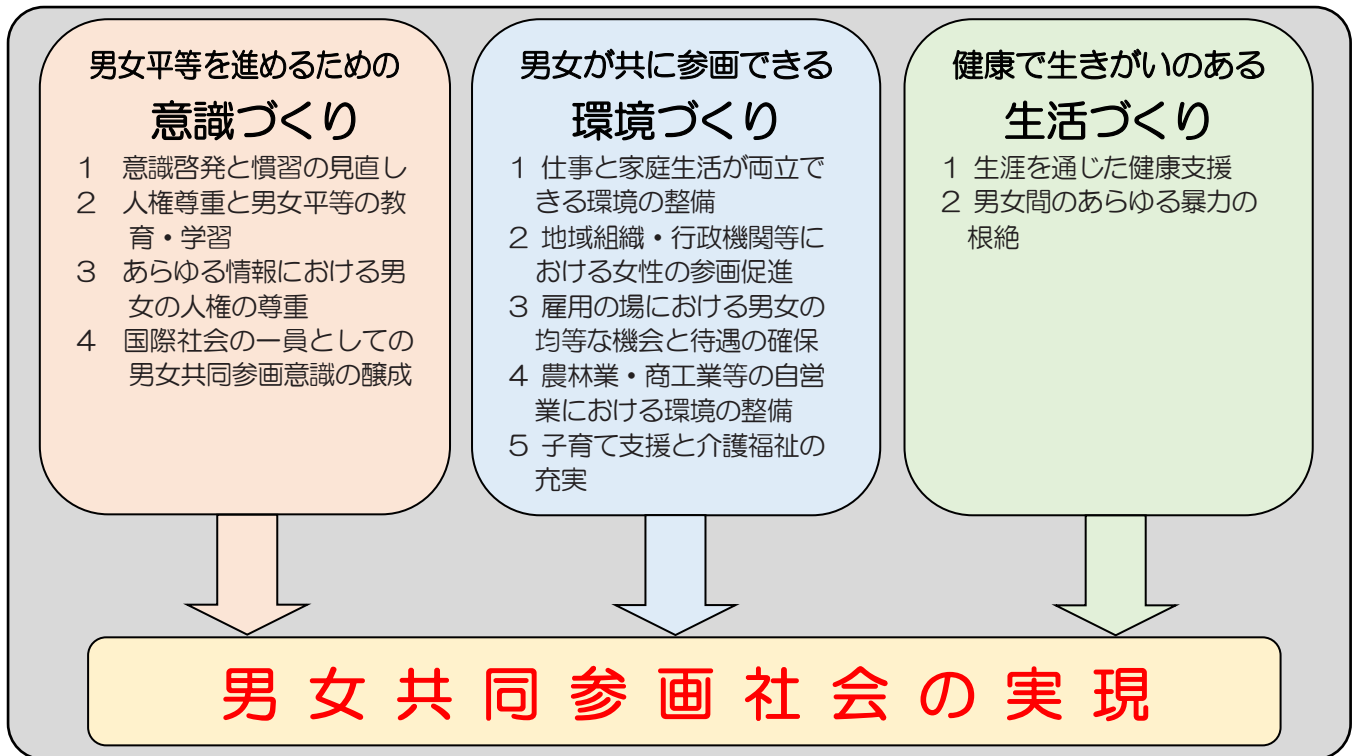
本計画は、男女共同参画社会基本法及び飯山市男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づく、飯山市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

また、本計画は、配偶者暴力防止法及び、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の規定に基づく、市の基本計画として位置づけます。

計画期間は 2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 か年とします。

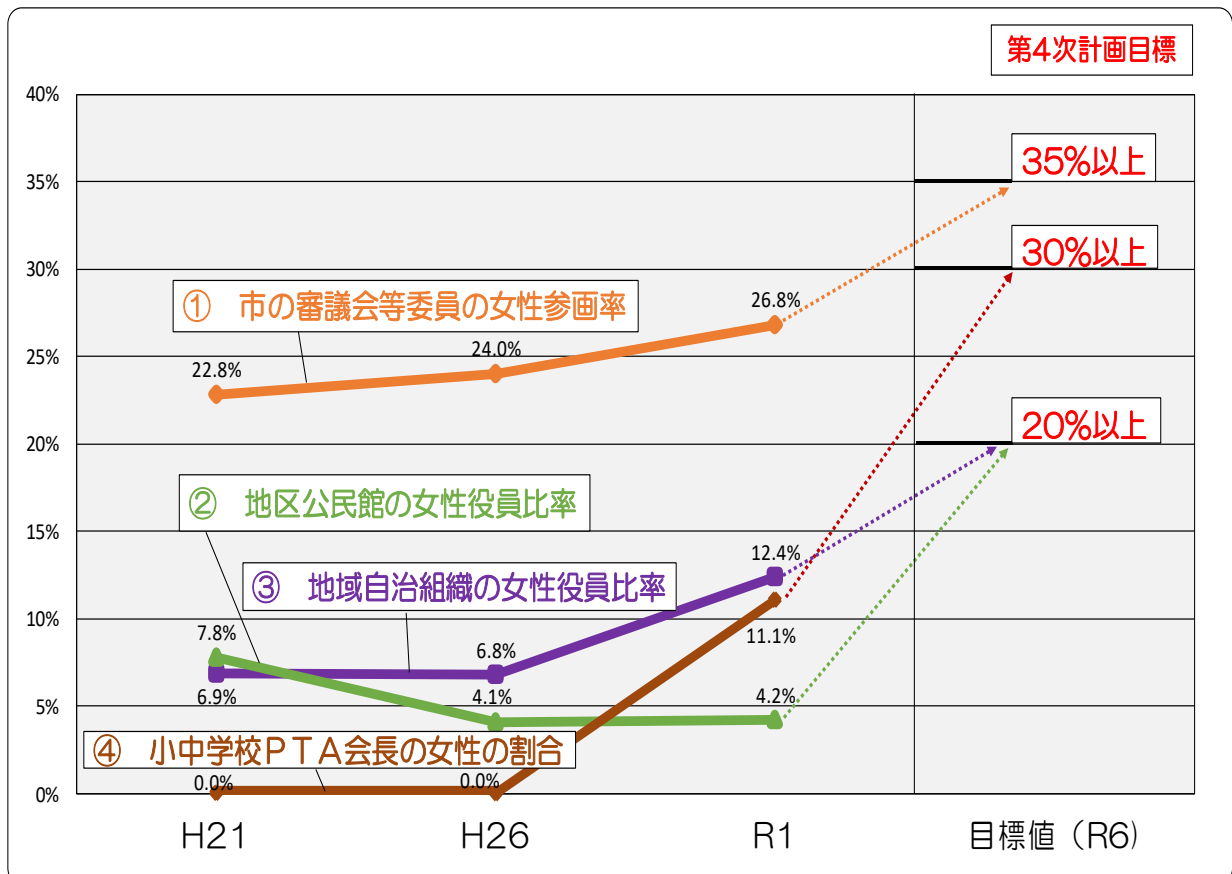


計画の体系

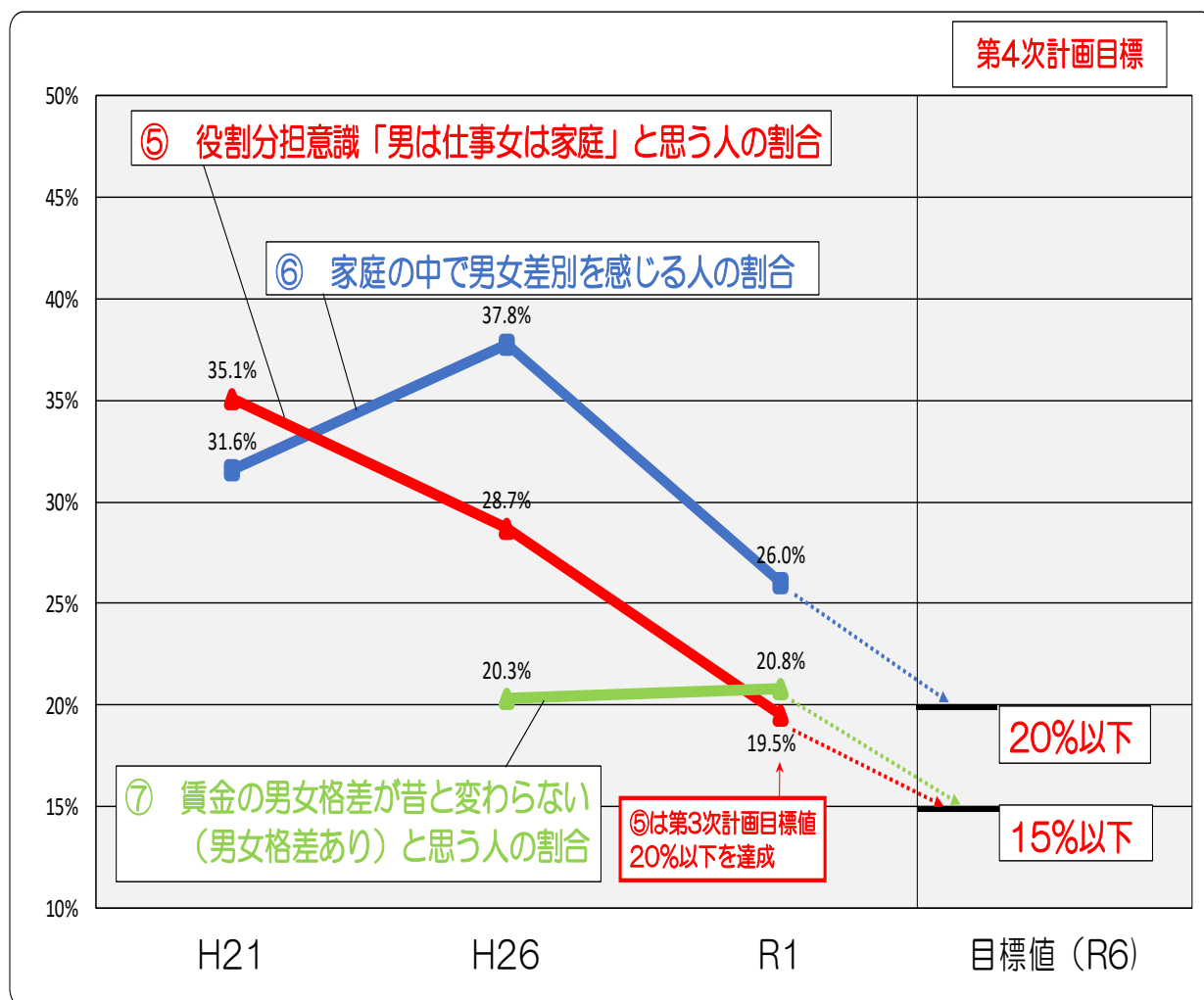


過去からの推移と第4次計画目標値

1 審議会・地区の組織・学校等役員の女性登用比率の推移



2 市民意識調査結果（家庭・職場関係）の推移



3 計画の目標値一覧

下記の項目について第4次計画目標値が達成されるよう取り組みを促進します。

	項 目	R1 現況	R2～6 年度 目標値
①	市の審議会等委員の女性参画率	26.8%	35%以上
②	地区公民館の女性役員比率	4.2%	20%以上
③	地域自治組織の女性役員比率	12.4%	20%以上
④	小中学校PTA会長の女性の割合	11.1%	30%以上
⑤	役割分担意識「男は仕事女は家庭」と思う人の割合	19.5%	15%以下
⑥	家庭の中で男女差別を感じる人の割合	26.0%	20%以下
⑦	賃金の男女格差が昔と変わらないと思う人の割合	20.8%	15%以下

男女平等を進めるための意識づくり

課題解決のために

●…市民として

■…行政として

1 意識啓発と慣習の見直し

(1) 意識啓発の促進

- 家庭生活において互いに工夫をし、家事・育児・介護等に関しても家族みんなで協力し合う意識を持ちましょう。
- 家庭の日（毎月第3日曜日）などは家族と向き合い、「男だから、女だから」という決めつけからくる家庭内の問題がないか話し合いの場を持ちましょう。
- 地域の催しや公民館事業などに積極的に参加し、視野を広く持つことで「男だから、女だから」という意識にとらわれない心を養いましょう。
- 教育や福祉部署と連携し、家庭問題等に関して開かれた相談窓口の充実、広報に努める。
- 市報・ケーブルテレビ・ホームページなどを活用し、市民への情報提供に努める。
- 公民館等と連携し、男女共同参画に関した講演会や学習会の充実を図る。

(2) 家庭や地域における慣習・しきたりの見直し

- 地区や集落において、伝統行事や催し物などでの男女の役割について話し合い見直しを行いましょう。
- 地域の集会などで積極的に女性の意見を求め、女性も積極的に発言する意識を持ち、良い意見は取り入れていきましょう。
- 地区・集落での男女共同参画に関する学習会の充実を図る。
- 飯山市人権同和・男女共同参画地域推進員や飯山市男女共同参画コミュニケーターと連携し、地域交流や学習会での啓発促進を図る。
- 「女性と市長のふれあいトーク」促進を図り、行政に対しての女性の声を取り上げていく。

2 人権尊重と男女平等の教育・学習

(1) 家庭・地域における教育・学習機会の充実

- 子どもが人と命を大切にする意識を持つよう家族ぐるみで育てましょう。
- 家庭や地域で男女平等に対する世代間の意識格差を解消していくよう話し合いましょう。
- 地区や集落単位の講演会・学習会を積極的に開催し、男女共同参画に関する意識向上を図る。
- 公民館等と連携し、男女共同参画に関した講演会や学習会の充実を図る。
- 講座・講演会の際、託児を積極的に取り入れていく。

(2) 保育園・幼稚園・学校における教育の推進

- 「男だから、女だから」という意識を持たないように、一緒に子育てを見直しましょう。
- 幼稚園・保育園及び小中・高等学校での一貫した人権教育を推進し、公開授業での学習や意思疎通など拡充を図る。

3 あらゆる情報における男女の人権の尊重

(1) 「男だから、女だから」という意識にとらわれない表現と人権尊重の推進

- テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどあらゆる情報に対して、男女平等の視点から「男だから、女だから」という固定的な表現がないか常に意識しましょう。
- 市や地域が主催する講座・講演会などに積極的に参加し、メディアにおける表現等を主体的に読み解く力を向上させましょう。
- 市の広報をはじめ、地域のあらゆる出版物の表現方法について、固定的性別役割分担等（男だから、女だから）の偏った表現にならないよう取り組む。
- 男女平等に視点をおいた地区・集落学習会や講演会を開催し、固定的性別役割意識（男だから、女だから）の解消を目指す。

4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

(1) 国際社会の動向を踏まえた取組

- 国際的な女性問題や男女平等に関する情報に関心を持ちましょう。
- 多文化共生に関心を深め、相互理解のための取り組みを行いましょう。
- 外国人を講師に招き、講演会や講座を開催する。
- 国際交流員と連携し、啓発活動を実施するとともに地域交流の場を推進する。

男女が共に参画できる環境づくり

課題解決のために

●…市民として

■…行政として

1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

(1) 仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力

- できることから少しずつ家庭内の役割分担を改善しましょう。
- 家事・育児・介護を男女が共に担う意識を持ちましょう。
- 事業者*等は自らの企業において育児・介護休暇等の整備を行うことに加え、休暇取得促進など男女が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。

※ 事業者とは … 市内において公共機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、農業者及びその他の団体をいう。（飯山市男女共同参画社会づくり条例第2条4項）

- 仕事と家庭生活を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに関する啓発活動を行う。
- 飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、企業内での男女共同参画に関する意識向上のための啓発活動を行う。
- 男女で担う育児や介護の意識啓発や知識・技術普及のための学習会等、また働きながら楽しく育児のできる保育サービスの充実（休日保育）など、担当部署と連携し推進する。
- 男性も女性も相談しやすい窓口の充実を図る。

2 地域組織、行政機関等における女性の参画促進

(1) 地域における方針決定への女性の参加促進

- あらゆる分野で活躍する女性同士の連携や交流を深め、スキルアップを目指しましょう。
- 地域組織での企画・立案・決定の場へ積極的に参加し意見を述べましょう。
- 女性の地域参画支援のため、家庭や地域での支援促進を図りましょう。
- 地域ぐるみで自治組織などへの女性役員登用を積極的に行いましょう。
- 地域の学習会や講演会において、女性の参画に視点を置いたテーマを積極的に取り入れることに加え、市主催の各種教室などで女性のスキルアップ講座の開催を図る。
- 市の審議会等委員への女性参画拡大のため、広く啓発活動を行うとともに現役女性委員への後継者育成支援など、継続した女性選出がなされるよう努める。
- 令和6年度末の市審議会等委員女性比率35%を目指し、現状女性委員のいない委員会等へ女性委員の登用を要請していく。

3 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

(1) 男女の機会均等と母性の尊重

- 職場での経営や方針決定の場において女性の参画促進を図りましょう。
- 市民一人ひとりが女性の職域について見直ししましょう。
- 事業者等は自らの企業において、子育て中の男女にフレックスタイムや授乳時間の導入検討など、働きやすい雇用・運営について見直ししましょう。
- 男女ともに育児・介護休暇を取得しやすくするため周知・啓発に努める。
- 飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、女性の経営・方針決定への参画促進や働く女性や子育て中の女性への安定した就業についての促進を図る。

4 農林業・商工業等の自営業における環境の整備

(1) 男女が主体的に経営に参画するための環境整備

- 農業・自営業等の経営において、男女がともにパートナーとして携わっていけるよう家族で話し合いを持ちましょう。
- 農業・商工業関係の施策・方針決定の場に積極的に参加し意見を述べましょう。
- 農業委員や農業協同組合理事、商工会議所役員などに女性の参画を推進する。
- 男女が主体的に農業経営や商業経営に参画するため、研修会や学習会等開催を行うとともに、関係部署と連携し、広く農林業・商工業に携わる女性の声の市政反映を図る。
- 女性の経営参画に対する意識啓発を推進する。

(2) 自主的に活躍する女性グループの推進と支援

- 地域の活性化に女性の視点を生かした起業などの活動を推進しましょう。
- 若い人材を発掘し、女性グループの後継者育成に努めましょう。
- 女性グループの推進・支援体制の強化を図る。

5 子育て支援と介護福祉の充実

(1) 子育て支援事業、介護支援事業の充実と支援環境の充実

- 家族みんなが子育てや介護について理解を深め合い、協力態勢を築きましょう。
- 地域で子育てや介護に対する学習会を開催するなど、理解・支援を図りましょう。
- 子育て支援センターや児童センターの支援体制の充実を図る。
- 飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、育児・介護休暇取得促進を図る。
- 保育制度や介護制度の活用促進を図る。
- 気軽に様々な相談ができるよう、相談窓口のPRと充実を図る。

健康で生きがいのある生活づくり

課題解決のために ●…市民として ■…行政として

1 生涯を通じた健康支援

(1) 生涯を通じての健康支援

- 家庭において幼児期より命の大切さや他人への思いやりの心を育てましょう。
- 定期健康診査を受診し、健康教育や学習の場に積極的に参加し「自分の身体は自分で守る」という意識を高めましょう。
- 積極的に社会との関わりを持ち、地域の仲間づくりや助け合いを進めましょう。
- 心と身体の変化にひとりで悩まず、相談できる人を持ちましょう。
- 正しい生活習慣や健康の知識を身につけるための啓発や健康学習の推進を図る。
- 病気の早期発見・早期治療のために定期健康診査を勧め、自己の健康管理に努めるよう啓発する。

(2) 性と生殖に関する正しい理解と健康保持の推進

- 性に関する正しい知識・情報を学び、判断力や自己決定力がつくように努めましょう。
- 女だから男だからではなく「自分らしさ」を大切にしましょう。
- 幼児期から思春期、成人期、更年期、高齢期等の生涯を通じた男女の性と生殖に関する健康保持ができるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を推進する。
- 女性のための相談窓口の充実と関係機関との連携を図る。
- 青少年期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、さらに判断力や自己決定力がつくよう、学校、家庭、社会の場での性に関する知識習得の充実を図る。

2 男女間のあらゆる暴力の根絶

(1) あらゆる暴力とハラスメント防止の取組

- あらゆる暴力を許さず、見てみぬふりをしないようにしましょう。
- 児童虐待は許されない行為であるという認識をもち、子どもを地域全体で見守りましょう。
- 「DV」やセクシュアル・ハラスメントなどは犯罪であるという認識を持ちましょう。
- 嫌がらせに対して自身が毅然とした態度をとりましょう。
- 子育てや家庭内の悩みを1人でかかえ込まず相談するようにしましょう。
- 児童虐待やDVなどあらゆる暴力、ハラスメントの防止のため啓発活動の推進を図る。
- 関係機関と連携をもちながら児童虐待やDVの早期の対応と予防に努める。
- 各種相談窓口の連携を図り、被害者が相談しやすい相談体制を確立する。

発行 飯山市 2020年3月

飯山市教育委員会事務局 教育部 人権政策課 男女共同参画係
飯山市大字飯山 1110 番地 1 TEL 0269-62-3111